

令和3年度

国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実  
施委託費(近畿経済産業局J-クレジット制度推進のため  
の地域支援事業)

公募要領

令和3年4月16日

近畿経済産業局

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

近畿経済産業局（以下、「当局」という）では、令和3年度 国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（近畿経済産業局 J-クレジット制度推進のための地域支援事業）を実施する委託先を以下の要領で募集します。

## 1. 事業のねらい

中小企業等の再エネ省エネ設備の導入等による CO2 の排出削減量や適切な森林管理による CO2 吸収量をクレジットとして国が認証する J-クレジット制度は、平成 25 年 10 月の制度開始以降、現在、累計 841 件のプロジェクト登録（累積認証見込量約 1440 万トン）、累計認証量約 697 万トンのクレジットが認証されている。

国際的な気候変動イニシアティブ（CDP、SBT、RE100）におけるクレジットの活用や国内における再エネ調達需要の増加等を背景として、市場におけるクレジットの需要が増加傾向にあるため、現在、クレジットの入札販売価格は上昇傾向にあり、その金銭的価値は高まっている状況にある。J-クレジットの創出については、現状、民間事業者が自主的かつ積極的にプロジェクトの登録・認証の審査を受ける動きはあるものの、J-クレジットの需要拡大の機運が高まっていることから、大幅な J-クレジットの供給量拡大が求められているところである。また、総理の 2050 年カーボンニュートラル宣言を受けて、環境価値市場の活性化が想定されるため、これまで以上に効果的かつ確実な J-クレジットの認証を促す必要がある。

また、その活用については、カーボン・オフセット等 J-クレジットの活用の幅を広げる必要がある。

当局は、これまで、中小企業等に対する J-クレジット制度におけるプロジェクト計画書の作成支援やクレジット活用先の開拓等により、J-クレジット制度の活用を通じた省 CO2 の推進を支援してきたところであるが、本事業においては当局管内※におけるクレジットの認証支援及びクレジットの活用先発掘や J-クレジット制度の普及等を図るための制度説明会の開催等を行う。

※ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

## 2. 事業の内容

以下の項目に従い、事業内容を具体的に提案してください。

### （1）地域活性化のための J-クレジット認証支援

当局が過年度に支援してきたプロジェクト登録案件に関して、当該プロジェクト実施者である企業等に対してクレジット売却等によるメリットを改めて説明しつつ、J-クレジット制度への理解を深めてもらった上で、J-クレジット認証委員会への申請を前提とした支援を行う。その際、当局と協議の上、委託事業の予算範囲内で審査費用の支払いも実施することができる。なお、地域活性化に繋がる案件に限り、モニタリング報告書作成支援を実施出来ることとする。

### （2）J-クレジット制度説明会の開催

J-クレジットの創出、カーボン・オフセットの推進及び地域における J-クレジット制度の認知

度向上を目的に制度説明会を1回開催すること。説明会の内容については、J-クレジット制度の概要説明に加え、近畿地方における地域活性化のためのJ-クレジットの創出及び活用事例を紹介すること。また、必要に応じて個別相談会の開催も併せて行い、地域におけるJ-クレジット制度参加者へのきめ細やかな対応を行う。なお、会場は100名程度を収容できる広さとし、可能な限り多くの参加者を集め、本説明会の目的を効率的に達成しうるように努めること。また、J-クレジットの活用を広めるため、説明会の開催に伴うCO2排出量のカーボン・オフセットを行うこと。償却に必要なクレジットは委託先が取得するものとする。（カーボン・オフセットにかかる費用は委託費に含めることができる。）

### （3）地域活性化のためのクレジット創出及び活用先の開拓

地域活性化に繋がるクレジットの創出支援及び活用先の開拓を行うこと。なお、必要に応じて委託事業の予算の範囲内で審査費用の支払いも実施する。例えば、2019年11月以降の「卒FIT電源」の登場に伴い、官民双方で再エネ電力の「需給一体型の再エネ活用モデル」の推進が検討されているところ、卒FIT電源等の認証対象化を促進する観点から、J-クレジット創出に関心のある地元の機器メーカーへのアプローチを行い、プログラム型プロジェクトの計画書作成支援を行う等、より確度の高い案件発掘を行う。

また、クレジット活用の選択肢拡大の一環として、地域活性化に繋がるカーボン・オフセット等の需要の掘り起こしを行う。例えば、地域で創出されたクレジットをふるさと納税返礼品としてカーボン・オフセットする仕組みの働きかけや、地域で創出されたクレジットを活用した地元の小売電気事業者の排出係数調整への促進等、地産地消型の取組を行う。なお、クレジット創出及び活用先の開拓にあたっては、制度事務局と情報共有を図りつつ、推進する。

事業提案にあたって、具体的な実施方針及び推測される効果見通しについて明記すること。

### （4）地域ネットワーク会議の開催

当局管内の地方公共団体、エネルギー関連企業等をメンバーとするJ-クレジット制度に関する情報共有や意見交換等を行うネットワーク連絡会議を大阪市内において1回開催すること。

メンバーについて、地方公共団体は都道府県、政令市のほか、太陽光発電システム等導入支援事業や、その他環境に配慮した施策を積極的に実施する者についてもメンバーとすること。企業についてはJ-クレジット制度の普及、活用双方の点を考慮し、一定程度、顧客等のネットワークを有する者とすること。なお、会議の具体的な内容については、当局と協議した上で決定すること。

## 3. 事業実施期間

契約締結日～令和4年3月22日（火）

## 4. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な

管理能力を有していること。

- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

## 5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約（概算契約とする）
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：6,352千円（消費税込み）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当局と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を当局に納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：令和3年4月16日(金)

締切日：令和3年5月14日(金)17時必着

### (2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和3年5月7日（金）15時までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、「11. お問合せ先」へ連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和3年4月30日（金）15時までに登録してください。

連絡の際は、電子メールの件名（題名）を「令和3年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（近畿経済産業局J-クレジット制度推進のための地域支援事業）」とし、本文に「所属組織名」「氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」、「電話番号」、「FAX番号」、「E-mailアドレス」「質問内容」又は「質問共有希望」の旨を明記してください。

### (3) 応募書類

- ① 以下の書類を(4)により提出してください。
  - ・申請書(様式1)
  - ・企画提案書(様式2)
  - ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
  - ・直近3年分の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。  
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### (4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより11.記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

## 7. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で、提出のあった企画提案書及び添付資料を基に審査を行い決定します。なお、応募期間締切り後に、必要に応じて別途提案内容についてプレゼンテーションの実施や追加資料の提出等を求める場合もあります。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 2. の事業内容を確実に実施できるか。目標件数を達成できるか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑦ 本事業と類似した事業の過去の実績はどの程度のものか。
- ⑧ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑨ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足

無く計上し、適正な積算が行われているか。

⑩ワーク・ライフ・バランス等の推進企業であるか。

### (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、当局のホームページで公表します。

## 8. 契約について

採択された申請者は、当局との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## 9. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場借料及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用、審査費用、セミナー等の開催でカーボン・オフセットを実施する際にかかる J-クレジット購入費用等に

	係る経費及び事業を行うために必要な経費で当局が認める費用
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者により再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。 ※ 具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）

## (2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

## 10. その他

(1) 委託事業の実施にあたっては、必要に応じて新型コロナウイルス感染拡大防止に係る感染症対策を施すこと。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組状況等に照らし、J-クレジット制度説明会や地域ネットワーク会議のオンラインでの開催の可能性も考慮し、適宜当局と相談の上、必要な対策を講じること。

(2) 会議を運営する場合は、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）による以下会議運営の基準を満たすこととし、様式により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

○環境物品等の調達推進に関する基本方針

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r1bp.pdf>

○グリーン購入の調達者の手引き（令和2（2020）年2月）

[https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/r2\\_tyoutatusya.pdf](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/r2_tyoutatusya.pdf)

(3) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

委託事業事務処理マニュアル

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2021\\_itaku\\_manual.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf)

#### 【主な改正点】

##### ①再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか(「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない(経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること)。

##### ②一般管理費率の算出基礎の見直し

(一般管理費 = (人件費 + 事業費) (再委託・外注費を除く) × 一般管理費率)

## 1.1. お問い合わせ先

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44

近畿経済産業局 エネルギー対策課

担当：中川

E-mail：[kin-jcdm@meti.go.jp](mailto:kin-jcdm@meti.go.jp)

※お問い合わせは、E-mail でお願います。なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「令和3年度J-クレジット制度公募に関する問い合わせ」としてください。他の件名(題名)では受付ができない場合があります。

以上